小波津川橋梁工事に伴い交差点の通行形態が変わります。

表記のとおり、河川拡幅に伴う橋の工事を予定して おり、工事期間中、交差点の通行形態が変わります。

県道38号線(津花波方面)から役場向けの直進と県道 155号線(小波津方面)から役場向けの右折が出来なく なりますので、役場またはさわふじマルシェに向かう 方は、迂回路(金秀給油所を過ぎて最初の橋"小波津与 那城橋")をご利用下さい。

なお、役場から給油所向けは一方通行になります。 町民の皆様には大変ご迷惑をおかけしますが、ご理解 とご協力をよろしくお願いいたします。

【通行形態の変更時期】

令和6年3月末頃~※

【工事名】

小波津川6号車道橋下部工工事(A1)

【お問い合わせ】

建設部 土木課 ☎098-945-4415

※具体的な日時が決まりましたら、西原町ホーム ページにてお知らせ致します。





「ゆんたく広場 にしま~る」 ~どなたでも、お気軽にご参加ください♪~

●日時:3月13日(水)午後2時~4時

場所:いいあんべ一家(西原町社会福祉協議会となり)

自分の思いを気軽に話そう♪ 軽運動や相談もあるよ。

参加費

無料♪

西原ウキウキウォッチ



~写真で見る西原町の歴史~

『回想法』ってご存知ですか?

懐かしい物や映像を見て思い出を語り合う事で脳を活性化させ、情 緒を安定させる効果が期待できるといわれています。西原町の歴史 を写真で振り返り 昔話に花を咲かせてみませんか♪

🌄 🌄 「ゆんたく広場 にしま〜る」 …名前の由来 🌄

- 西原町役場福祉課介護支援係 ☎098-945-4791
- ・ 西原町地域包括支援センター ☎098-882-0117





認知症の人やその家族、地域の人や専門家等が相互に情報共有をし、理解しあえる場として、誰もが気軽に集い繋が れる場所。「にしはら」と「ゆいま~る」を掛け合わせてつけました♬

令和6年度からの介護保険料について

介護保険料は、介護保険サービスの利用見込等によって決 定しています。

介護保険広域連合では、65歳以上の被保険者が負担する介 護保険料についてこれまで地域の実情に合わせて3つのランク に分けて決定していました。

しかし、各市町村間における介護保険料の差が縮まっている 状況にあるため、令和6年度より介護保険料の一本化(均一賦 課)を開始します。

介護を必要としている方々が、今後も安心してサービスを利 用できるよう皆さまのご理解とご協力を宜しくお願いします。

【お問い合わせ】

沖縄県介護保険広域連合 総務課 企画財政係 ☎098-911-7505 福祉課 介護支援係 **2**098-945-4791

~介護保険料の現状~

※西原町の保険料は現在「ランク2」となっています。

時期	保険料基準額 (月額)		
	ランク1	ランク2	ランク3
第8期 (令和3~5年度) 現在	6,312円	6,800円	7,506円

保険料一本化(令和6年度より)



第9期(令和6~8年度)

6,929円

※上記の額はあくまで「基準額」となっており、本人の所得や世帯の 課税状況に応じて設定されます。

詳しくは、介護保険広域連合の広報紙又はホームページをご確認ください

令和6年度から後期高齢者医療保険制度の保険料が変わります

後期高齢者医療保険料は、費用と収入を見込んで保険料を算定し、2年毎に見直しをしています。 高齢者の医療費全体のうち、医療機関の窓口で支払う患者負担額を引いた額(給付費)の約1割を被 保険者の保険料で、残りの9割を公費(国、県、市町村負担金)と他の医療保険からの支援金(0~74歳ま での人の保険料)で賄いますが、医療給付の伸びや被保険者の増加に伴い、令和6年度・7年度の保険料を 下記のとおり改定することとなりました。

① 令和6・7年度の保険料率

均等割額	所得割率
56,400円	11.6%

健康保険課 後期高齢者医療係 ☎098-911-9163

②保険料賦課限度額(保険料負担の年間上限額)

令和6・7年度の賦課限度額は80万円です。 ただし、現加入者については激変緩和措置により、令 和6年度は73万円になります。(令和6年度に新たに 75歳に到達する方は激変緩和措置の対象外です。) 詳細については、今後、沖縄県後期高齢者医療広域連 合のHP等でお伝えいたします。